

消費のサポーター養成講座

大阪府では、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、地域における高齢者の集まり等で情報提供や啓発等を行う「消費のサポーター」の養成講座を実施します。あなたも「消費のサポーター」として高齢者の消費者被害を防ぐ活動に参加してみませんか。

「消費のサポーター」とは、高齢者があいやすい消費者被害に関する基本的な知識を学び、高齢者を対象とした講座（ミニ講座）で情報提供や啓発等を行うボランティアです。本講座を修了し「消費のサポーター」として登録された方には、市町村が実施する高齢者向けの消費者啓発などへの協力をお願いする場合があります。
※消費のサポーターは資格ではありません。

【日 程】 令和5年11月22日（水）、11月29日（水）の2日間
10時20分～16時40分（10時受付開始）※終了時間は変更する場合があります

【会 場】 11/22（水）・・大阪産業創造館6階 会議室E（大阪市中央区本町1-4-5）
11/29（水）・・大阪府咲洲庁舎44階 大会議室（大阪市住之江区南港北1-14-16）

【定 員】 50人 ※申込先着順

【応募条件】

- ・ 高齢者の消費者被害に関する基本的な知識を身に付け、地域における高齢者の集まりなどでの情報提供や、市町村などが実施する消費者啓発活動に協力する意欲のある方
- ・ 2日間のカリキュラムすべてに参加できる方
- ・ 大阪府内に居住する方



【消費のサポーター登録要件】

- ・ 本養成講座の全カリキュラムに出席
- ・ 修了テストに合格
- ・ 登録申請書兼同意書を提出

※登録期間は1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）です
2年目以降継続を希望される場合は、更新講座の受講等が必要です

【費 用】 無料

【カリキュラム】 裏面参照

【申込方法】 裏面の受講申込書を以下の申込・問合せ先に郵便、ファクシミリ、メールのいずれかでお送りください
※定員に達し、受講していただけない場合もご連絡します

【締 切】 令和5年11月2日（木）必着

【申込・問合せ先】（受託事業者）（公財）関西消費者協会 担当 植田・山口
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM 棟3階
TEL 06-6612-2330 FAX 06-6612-0090 E-mail staff@kanshokyo.jp

主催：大阪府消費生活センター 企画・運営：（公財）関西消費者協会

※障がい等により配慮を希望される方は、事前に担当までご相談ください

【カリキュラム】

日程	時間	テーマ	講師
11/22 (水)	10:20~10:40	オリエンテーション（サポーターの役割など）	(公財)関西消費者協会 大阪府消費生活センター
	10:40~12:00	高齢者にまつわる消費者トラブルについて	消費生活専門相談員 大本 史子
	12:00~12:30	消費のサポーターによるミニ講座実演	消費のサポーター 横山 光広
	12:30~13:20	昼休憩	
	13:20~15:20	サポーターとして知っておきたい法律	弁護士 江口 文子
	15:20~15:30	休憩	
	15:30~15:55	ロールプレイングを体験してみよう	(公財)関西消費者協会
	15:55~16:05	休憩	
	16:05~16:35	消費者関連基礎知識の確認（修了テスト）に備えて	(公財)関西消費者協会
	16:35~16:40	連絡事項	(公財)関西消費者協会
11/29 (水)	10:20~10:40	特殊詐欺の被害防止について	大阪府 危機管理室 治安対策課
	10:40~12:00	ミニ講座の実施に向けて その①	(公財)関西消費者協会
	12:00~12:05	休憩	
	12:05~12:35	消費者関連基礎知識の確認（修了テスト）	(公財)関西消費者協会
	12:35~13:25	昼休憩	
	13:25~13:55	ミニ講座の実施に向けて その②	(公財)関西消費者協会
	13:55~14:25	タイムスケジュールを作ってみよう	(公財)関西消費者協会
	14:25~14:35	休憩	
	14:35~15:55	ミニ講座実施に向けてのグループワーク	(公財)関西消費者協会
	15:55~16:00	休憩	
	16:00~16:20	修了テストの解説（法律の復習など含む）	(公財)関西消費者協会
	16:20~16:40	登録書の説明等	(公財)関西消費者協会

※各講座時間については変更する可能性があります